

令和 6 年度 塩狩峠記念館及びわっさむ塩狩峠公園周辺における移動販売車等出店者募集  
要項（案）

1. 概要

(1) 期間

令和 6 年 4 月 27 日（土） から 令和 6 年 5 月 26 日（日） まで

(2) 場所

塩狩峠記念館（和寒町字塩狩 1 番地）及びわっさむ塩狩峠公園周辺駐車場（和寒町字塩狩 279 番地）

(3) 時間

9 時 00 分から 17 時 00 分までの間（営業時間とし、準備の時間は除く。）

※準備は 8 時以降から開始し、撤収は 18 時まで完了してください。

(4) 出店日

期間内における出店日を申請してください。

(5) 出店者

町内に事業所を有する中小企業者及び個人事業主とします。

(6) 店舗範囲

1 店舗あたり 25㎡以内、トレーラー型の車両で出店の店舗は 50㎡以内とします。

(7) 出店場所および区画

出店可能数は 1 店舗につき 1 箇所までとします。

また、出店場所全体での出店可能数に制限はありませんが、申し込みが多数の場合は、エリア制限を行い、受付順にて希望する場所を決定いたしますので、ご了承ください。

= 出店エリア①及び② =

別紙 1 のとおり

※使用申請時に希望するエリアをご記入ください。

(8) 販売品目

飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で保健所より許可を得ているもの）。

また、賞味期限が切れている飲食物またはそれらで調理したもの、管理者が不適当と判断したものの販売は認められません。

(9) 公園利用料金

期間中一区画 1,000 円

## (10) 支払方法

- 1) 公園使用許可書と同時にお渡しする納付書を金融機関等に持参し、お支払いください。
- 2) 一度に複数日の使用許可を申請する場合は、最初に出店される日の前日までに、公園使用許可書に記載されたすべての日数分の公園利用料金をお支払いください。

## (11) 利用料金の還付について

和寒町公園設置及び管理条例第9条の規定により、既に納入した利用料金は還付しないものとします。但し、同条例第9号各号に該当する場合は、その全部または一部返還することができることとします。

## 2. 申請受付期間

令和6年4月5日(金)から申請受付開始 ※いずれも土日祝日を除く9:00~17:00

## 3. 公園内行為の許可申請について

### (1) 申請方法

必要書類を、和寒町役場産業振興課へ持参またはメール、FAX、郵送のいずれかの方法にてご提出ください。提出先は「5. 申込書等提出場所及び問合せ先」を参照してください。  
※電話や口頭でのお申し込みは受け付けておりません。  
※必要書類が揃っていない場合や不備がある場合は受付できませんので、予めご了承ください。

### (2) 必要書類

- ①行政財産目的外使用申請書
- ②販売商品等に関する説明書 (任意様式)  
※販売商品が具体的に分かるメニュー表などの資料をご提出ください。
- ③保健所から交付された移動販売に係る営業許可証の写し  
※前回提出した販売品目から変更がない場合は不要です。また、許可期間の途中での販売品目変更は原則認めません。
- ④誓約書(別紙様式)
- ⑤車検証の写し

### (3) 提出書類に関する注意事項

- ①販売商品の途中の変更は原則認めません。
- ②販売商品を変更するため再申請する場合は、上記提出書類を出店しようとする日の5営業日までに提出してください。
- ③複数日分をまとめて手続きすることも可能です。
- ④2回目以降の申請の場合で内容に変更がない場合は、(2)②・③・⑤の提出を省略することができます。

## 4. その他留意事項

### (1) 留意事項

- ①移動販売車等の公園内への搬入・搬出は、安全面に最大限配慮し、管理者の指定するルートを経由して出店者各自で行ってください。

- ②電力、調理用の水、その他販売に関わるものは、出店者各自で用意してください。
- ③調理に火気を使用する場合、必ず消火器を設置してください。  
また、火を使った調理等は、必ず移動販売車内又は露店内で行ってください。
- ④出店者は、ごみ箱を移動販売車又は露店内の直近のわかりやすい位置に必ず設置すること。なお、発生したごみは、排水とともに出店者が持ち帰ってください。
- ⑤車外又は露店外に販売商品を置く、調理・販売する、お客の呼び込み行為をするなどの行為は厳禁です。
- ⑥営業に使用する車両は正規の改造車で車検を有している車両を使用してください。
- ⑦事前に届け出た営業許可証の内容以外の物品販売等は一切認めません。
- ⑧周辺環境への配慮のため、煙や臭い、音や振動等は、極力抑えるように努めてください。
- ⑨販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応してください。
- ⑩食中毒予防のため、保健所による改善指導を受ける場合があります。
- ⑪出店者はその責めに帰する理由により、出店場所の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として管理者に支払ってください。
- ⑫出店者は、出店場所の使用にあたり、管理者または第三者に損害を与えたときは、すべて自己の責任でその損害を賠償してください。
- ⑬移動販売車又は露店の破損、紛失等、出店者又は出店者の従業員に損害を生じても、管理者は一切責任を負いません。
- ⑭本要項に定めのない事項または疑義を生じた事項については、関係法令の定めるところによるもののほか、管理者と出店者で協議の上、処理してください。
- ⑮営業時間終了後は、速やかに移動販売車を塩狩峠記念館及び塩狩峠公園の敷地外に移動すること。営業日が連続する場合には管理者の指示に従ってください。
- ⑯園内では施設維持管理作業が実施されていることから、出店に際しては一部制限や変更等が生じる場合がございます。予めご了承ください。
- ⑰和寒町公園設置及び管理条例第 10 条各号の規定に該当する場合は使用を拒否又は退去させることができます。

## (2) 許可の取消

- ①出店者が利用料金等を滞納した場合、関連法令に違反した場合、虚偽の報告をした場合および公序良俗に反する行為を行った場合などは、使用許可を取り消すことがあります。
- ②本要項を厳守できない場合または管理者が出店を不相当と判断した場合は、出店者と協議を行い、改善が認められない場合は使用許可を取り消します。
- ③出店者が許可の取消しを受けたことにより、出店者に損害が生じても、管理者は一切その責めを負いません。

## 5. 申請書等提出場所及び問合せ先

〒098-0192 北海道上川郡和寒町字西町 120 番地

和寒町役場産業振興課商工観光労政係

TEL 0165-32-2423

FAX 0165-32-4238

別紙1

